

第10表 環境年表

西暦（和暦）	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1890年代 〔15億人〕		・足尾鉾毒問題	
1918(T7)		・狩猟法公布	
1930年代	・米、フロン開発		
1940年代		・イタイイタイ病発見	
1950年代 〔25億人〕		・水俣病発見 ・自然公園法公布	・県花「ノジグク」に決定
1952(S27)	・ロンドンスモッグ事件4000名死亡	・公共用水域の水質の保全に関する法律（水質 保全法）公布	
1957(S32)		・工場排水等の規制に関する法律（工場排水規 制法）公布	
1958(S33)	・米、ハワイ・マウナロア山観測所でCO2の観測 開始	・四日市ぜんそく発生 ・ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規 制法）公布	
1959(S34)		・大阪国際空港が第一種空港に指定	
1960年代	・アフリカのサヘル地域干ばつ始まる。砂漠化問題の 国際的な認識広まる。	・自動車排出ガス規制がスタート	・阪神地域にばい煙規制法適用 ・企画部に公害課設置 ・公害防止条例公布
1963(S38)		・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に改名（都道府 県別狩猟免許制度の導入。目的税（入猟税）の創 設 ・特別保護地区制度創設 ・休猟区制度創設	・県立自然公園条例公布
1964(S39)			・第1次鳥獣保護事業計画（S39.4～S42.3）
1965(S40)		・日本の総人口が1億人を突破	・公害審議会設置
1966(S41)		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止 法）公布 ・公害対策基本法公布	
1967(S42)	・米軍、ベトナムで枯葉剤を使用開始	・大気汚染防止法公布 ・騒音規制法公布	・第2次鳥獣保護事業計画（S42.4～S47.3）
1968(S43)		・日本のGNP資本主義世界で第2位 ・硫酸化合物環境基準設定	・大気監視センター設置 ・新公害防止条例公布
1969(S44)	・国連、生物化学兵器違法宣言決議案を可決	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置 法公布	
1970(S45)	・全米で公害反対・環境保護のアースデー ・米上院、マスキー法（大気清浄法）を可決	・公害紛争処理法公布 ・公害防止事業費事業者負担法公布 ・光化学スモッグ被害発生 ・水質汚濁防止法公布 ・廃棄物処理法公布	・公害審査会設置
1971(S46)		・公害防止組織法公布 ・環境庁設立	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議設立 ・騒音に係る環境基準設定 ・公害審議会を公害対策審議会に改称

西暦（和暦） 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1971(S46)			・自然保護条例公布 ・自然保護審議会設置 ・水質審議会設置
1972(S47)	・ローマクラブ「成長の限界」発表 ・ストックホルムで「国連人間環境会議」開催 ・国連人間環境宣言採択 ・国連環境計画（UNEP）設立	・通産省PCBの生産中止を指導 ・自然環境保全法公布 ・土呂久砒素中毒発生 ・山陽新幹線（新大阪～岡山）が開通	・全国の廃PCBを高砂に回収開始 ・兵庫県東部地域公害防止計画策定 ・第3次鳥獣保護事業計画（S47.4～S52.3）
1973(S48)		・北関東で酸性雨 ・大気汚染に係る環境基準改定（SO₂、NO₂、光化学オキシダント） ・都市緑地保全法公布 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 ・公害健康被害補償法公布 ・航空機騒音環境基準を設定	・環境局設置 ・播磨南部地域公害防止計画策定 ・ポリ塩化ビフェニール等の取扱いの規制に関する条例公布 ・自然環境の保全と緑化の推進に関する条例公布 ・自然環境保全審議会設置
1974(S49)	・ローランド(米)フロンガスによるオゾン層破壊説発表 ・カナダ、オンタリオ州で原住民に水俣病発見	・大気汚染防止法改正、硫酸化物総量規制 ・生産緑地法 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定	・水質上乘せ基準条例公布 ・神戸地域公害防止計画策定 ・自然環境の保全と緑化の推進に関する条例公布 ・自然環境保全審議会設置
1975(S50)			・(財)兵庫県阪神環境事業公社設立
1976(S51)		・振動規制法公布	・阪神地域における硫酸化物総量規制 ・「兵庫県産業廃棄物処理計画」策定 ・航空機及び新幹線騒音の環境基準に係る地域類型の地域及び類型を指定 ・国道43号線訴訟提訴 ・瀬戸内海環境保全協会設立
1977(S52)	・UNEPオゾン層保護対策について検討開始		・瀬戸内海環境保全協会の社団法人化 ・尼崎市平左衛門町地先において廃棄物埋立処分開始 ・第4次鳥獣保護事業計画（S52.4～57.3）
1978(S53)	・米、フロン使用スプレー使用禁止	・二酸化窒素に係る環境基準改定 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法を改定し、瀬戸内海環境保全特別措置法を公布 ・瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法改正により瀬戸内海へCOD総量規制制度導入 ・鳥獣保護法一部改正（狩猟者登録制度の創設等）	
1979(S54)	・スリーマイル島原発事故		・兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会設立 ・開発整備事業等に係る環境影響評価
1980(S55)	・米政府「西暦2000年の地球」で熱帯林の消滅を予測	・幹線道路の沿道の整備に関する法律公布 ・ワシントン条約に加入 ・ラムサール条約に加入	・第1次COD総量削減計画の策定 ・燐に係る削減指導方針の策定
1981(S56)	・FAO・UNEP、「熱帯林資源評価調査」実施	・広域臨海環境整備センター法公布	

西暦（和暦）	環境問題・環境行政		
〔世界人口〕	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1982(S57)			・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・第5次鳥獣保護事業計画(S57.4～62.3)
1983(S58)		・環境庁第1次酸性雨対策調査を開始	・生活排水対策推進要綱策定 ・(財)兵庫県阪神環境事業公社を(財)兵庫県環境事業公社に改組 ・「兵庫県産業廃棄物処理計画(第2次)」の策定
1984(S59)	・世界湖沼環境会議大津市で開催	・湖沼水質保全特別措置法公布 ・閣議アセス要綱	・全県全土公園化構想基本計画策定 ・阪神地域窒素酸化物総合対策推進要綱策定 ・尼崎市丸島地区埋立地竣工 ・西宮市西波止場町地先において廃棄物埋立処分開始
1985(S60)	・オゾン層保護条約採択 ・ソ連チェルノブイリ原発事故	・大気汚染防止法改正 ・アスベストの規制	・全県全土公園化の推進に関する条例公布 ・姫路市網干地先において廃棄物埋立処分開始
1986(S61)			・水質審議会、公害対策審議会に統合 ・鐘淵化学工業(株)に対し液状廃PCB高温熱分解処理計画を承認
1987(S62) 〔50億人〕	・「国連環境と開発に関する世界委員会」持続可能な開発を提唱 ・オゾン層保護に係るモントリオール議定書採択	・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律公布	・第2次COD総量削減計画の策定 ・第6次鳥獣保護事業計画(S62.4～H4.3)
1988(S63)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)初会合 ・北海でアザラシ大量死 ・トロントサミット、地球環境問題の議論活発化	・公害健康被害補償法改正 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)施行	・尼崎公害訴訟提訴 ・高砂鐘淵化学工業における液状廃PCB高温熱分解完了
1989(H1)	・UNEP「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択 ・特定フロン全廃のためのヘルシンキ宣言 ・二酸化炭素排出量凍結に係るノールトヴェイク宣言 ・アルシュサミット、酸性雨対策等の国際協力を強調	・エコマーク商品登場	・産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例公布 ・ゴルフ場農薬安全使用要綱施行
1990(H2)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1次評価報告書公表 ・エメックス90開催	・地球環境元年 ・環境庁地球環境部新設 ・地球温暖化防止行動計画策定 ・香川県豊島に産廃不法投棄	・フェニックス事業尼崎地先で廃棄物受入開始 ・公害監視センターを環境情報センターに改称 ・生活排水処理目標2001年に99% ・第3次兵庫県産業廃棄物処理計画 ・西宮地区埋立処分地竣工 ・加古川市志方地区において廃棄物埋立処分開始

西暦（和暦） 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1991(H3) 〔54億人〕		・土壌の汚染に係る環境基準告示 ・鳥獣保護法一部改正（かすみ網禁止） ・再生資源利用促進法公布 ・廃棄物処理法改正（マニフェスト制度の導入等） ・水質汚濁防止法一部改正公布 ・レッドデータブック（脊椎・無脊椎動物編刊行）	・第3次COD総量削減計画の策定・ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱告示 ・「廃棄物総合処理基本指針」の策定 ・廃棄物減量化目標値設定
1992(H4)	・リオデジャネイロで地球サミット（国連環境開発会議）開催 - 環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言採択 ・持続可能な環境と開発のための行動計画（アジェンダ21）採択 ・地球温暖化防止条約（気候変動枠組み条約）署名 ・「森林保全の原則声明」の採択	・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布 ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布 ・大阪湾臨海地域開発整備法公布	・ナチュラルウオッチャー（自然環境観察員）制度の創設 ・兵庫県民地球環境保全行動指針（地球と共生・ひょうごエコライフ指針）発表 ・兵庫県大気環境保全連絡協議会設立 ・第7次鳥獣保護事業計画（H4.4～H9.3）
1993(H5)	・持続可能な開発委員会（CSD）設置 ・生物多様性条約発効 ・エメックス93開催（米、ボルチモア市）	・兵庫県地域公害防止計画承認 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行 ・気候変動枠組条約締結・生物多様性条約締結 ・生物多様性条約に加盟 ・環境基本法制定 ・アジェンダ21行動計画策定	・兵庫地域公害防止計画策定 ・自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定 ・阪神地域窒素酸化物総量削減基本方針策定
1994(H6)	・気候変動枠組条約発効 ・環境経済の促進及び環境に調和する廃棄物処理確保に関する法律制定（独） ・第1回生物多様性条約締約国会議（パハマ、ナッソー市）	・初の「環境の日」で各地で記念行事 ・環境基本計画策定 ・関西国際空港開港	・但馬理想の都の祭典 ・第36回自然公園大会 ・環日本海環境協力会議 ・国際エメックスセンター設立 ・加古川市志方地区埋立処分地竣工 ・兵庫県フロン回収・処理推進協議
1995(H7)	・気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1、ベルリン市） ・IPCC第2次評価報告書公表 ・第2回生物多様性条約締約国会議（インドネシア、ジャカルタ市）	・こどもエコクラブ全国募集・登録開始 ・「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・容器包装リサイクル法公布 ・生物多様性国家戦略策定 ・グリーン購入ネットワーク発足	・阪神・淡路大震災の発生に伴う環境対策の実施 ・環境の保全と創造に関する条例公布 ・兵庫県産業廃棄物処理計画（第4次）の策定 ・（財）兵庫県環境事業公社を（財）兵庫県環境クリエイトセンターに改組 ・兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）の刊行 ・兵庫ビオトーププランの策定 ・国道43号線訴訟の判決が確定

西暦（和暦） 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1996(H8)	・環境税導入(オランダ) ・廃自動車政令決定(独) ・COP2(ジュネーブ市) ・第3回生物多様性条約締約国会議(アルゼンチン、ブエノスアイレス市)	・大気汚染防止法改正(有害大気汚染物質対策の導入等) ・水質汚濁防止法改正(地下水の浄化措置命令制度の導入等)	・兵庫県環境基本計画の策定 ・(財)兵庫県環境科学技術センターを(財)ひょうご環境創造協会に改組 ・資源循環利用促進計画の策定 ・兵庫県分別収集促進計画(第1期)の策定 ・兵庫県地球温暖化防止地域推進計画の策定 ・淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱の策定 ・第4次COD総量削減計画の策定 ・第IV期窒素及び燐に係る削減指導方針の策定 ・ツキノワグマ捕獲禁止の告示
1997(H9)	・第3回エメックス97会議開催(スウェーデン、ストックホルム市) ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3、京都市)	・環境影響評価法公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(処理施設設置手続の明確化、不法投棄対策の強化等) ・改訂レッドリスト(は虫類、両生類、植物)を公表	・環境影響評価に関する条例公布 ・ダイオキシン類削減プログラムの策定 ・ダイオキシン類に係る環境調査の実施 ・ひょうご新エネルギービジョン策定 ・第8次鳥獣保護事業計画の策定(H9.4～H13.3)
1998(H10)	・土壌保全法制定 ・COP4(アルゼンチン、ブエノスアイレス市) ・第4回生物多様性条約締約国会議(スロバキア、ブラティスラバ市)	・地球温暖化対策の推進に関する法律公布 ・環境ホルモン戦略計画SPEED98の策定 ・地球温暖化対策推進大綱決定 ・生物多様性センター設置	・環境ホルモンに係る環境調査の実施 ・兵庫県自動車公害防止計画の策定・環境率先行動計画(ひょうごエコアクションプログラム)の策定 ・環境ホルモンに係る環境調査の実施('98～'00) ・兵庫県瀬戸内海富栄養化対策推進計画の策定
1999(H11) 〔60億人〕	・COP5(独、ボン市) ・第4回エメックス99会議開催(トルコ、アンタルヤ市)	・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布 ・ダイオキシン類対策特別措置法公布 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布 ・地方分権一括法 ・鳥獣保護及び狩猟に関する法律一部改正(特定鳥獣保護管理計画制度の創設)	・兵庫県ごみ処理広域化計画の策定 ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター開設 ・関西夏のエコスタイル・キャンペーンスタート ・兵庫県分別収集促進計画(第2期)策定
2000(H12)	・COP6(オランダ、ハーグ市) ・第5回生物多様性条約締約国会議(ケニア、ナイロビ市)	＜循環型社会元年＞ ・循環型社会形成推進基本法公布 ・再生資源の利用の促進に関する法律を資源の有効な利用の促進に関する法律に全面改正 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)公布 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)公布 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(産業廃棄物処理に関する都道府県の権限強化等)	・国際エメックスセンターの財団法人化 ・国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」の開催 ・新兵庫県地球温暖化防止推進計画を策定 ・姫路市網干地区埋立処分地竣工 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進センター指定 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進員の委嘱 ・尼崎公害訴訟で原告と国との和解成立

西暦（和暦） 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
2001(H13)	・エメックス2001開催（日本、神戸市・淡路島） ・COP7（モロッコ、マラケシュ） ・IPCC第3次評価報告書公表	・環境省発足 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行 ・21世紀「環の国」づくり会議 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）公布 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）公布 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布	・せとうち環境創造ビジョン策定 ・ひょうご循環社会ビジョン策定 ・財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター開設 ・尼崎21世紀の森構想 ・フェニックス事業神戸地先で廃棄物受入開始
2002(H14)	・ヨハネスブルグで地球サミット(国連環境開発会議)開催 ・COP8(インド、ニューデリー) ・第6回生物多様性条約締約国会議(オランダ、ハーグ市)	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 ・「環の国くらし会議」 ・地球温暖化対策推進大綱改正 ・京都議定書国会で批准	・新ひょうごの森づくり計画の策定 ・兵庫県廃棄物処理計画の策定 ・公共工事のグリーン化を進める環境創成5%システム発表 ・兵庫県新環境基本計画の改定
2002(H14)		・土壌汚染対策法公布 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）公布 ・自然再生推進法公布 ・地球温暖化対策の推進に関する法律改正（京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進本部、地球温暖化対策地域協議会を規定） ・新・生物多様性国家戦略の決定 ・改訂レッドデータブック（哺乳類ほか）刊行	・環境の保全と創造に関する条例で、屋上緑化等を義務化 ・兵庫県分別収集促進計画(第3期)の策定 ・グリーンエネルギー推進プログラム策定 ・自然環境保全審議会を廃止し、環境審議会において自然環境保全に関する審議を行う。 ・第5次COD、窒素、りん総量削減計画の策定 ・第9次鳥獣保護事業計画の策定（H14.4～H19.3）
2003(H15)	・飲料容器に強制デポジットを導入（ドイツ） ・世界水フォーラム開催（日本、京都府、大阪府、滋賀県） ・COP9（イタリア、ミラノ）	・自然再生推進法施行 ・土壌汚染対策法施行 ・自然再生基本方針の決定	・産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公布・施行 ・ひょうごエコタウン構想の承認 ・関西エコオフィス宣言スタート
2003(H15)		・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布・一部施行	・環境の保全と創造に関する条例で、一定規模以上の事業者による温室効果ガス排出抑制計画の作成等を義務付け ・兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定 ・改訂・兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック2003）の刊行 ・環境の保全と創造に関する条例を改正し阪神東南部地域でのディーゼル自動車等の運行を規制
2004(H16)	・第7回生物多様性条約締約国会議(マレーシア、クアラルンプール市) ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPS条約)発効 ・世界環境大臣フォーラムがアジアで初開催(韓国) ・COP10(アルゼンチン、ブエノスアイレス)	・環境省「環境と経済の好循環ビジョン」発表 ・ヒートアイランド対策大綱策定 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）公布	・ディーゼル自動車等運行規制を開始（10月～） ・ひょうごエコタウンメッセ開催 ・環境学習フォーラムを開催

西暦（和暦） 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
2005(H17) 〔65億人〕	・京都議定書発効 ・COP11, COP/MOP1(カナダ、モントリオール)	・京都議定書目標達成計画策定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律改正(事業活動に伴う温室効果ガス排出量の報告の義務化等) ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律施行 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)施行	・吹き付けアスベスト等含有建築物の解体・改修時の標識の義務化等アスベスト対策関連規制の強化 ・兵庫県ヒートアイランド対策推進計画の策定 ・第29回全国育樹祭開催(県立有馬富士公園)
2006(H18)	・COP12, COP/MOP2(ケニア、ナイロビ) ・第7回エメックス会議開催(フランス・ヤーン市) ・第8回生物多様性条約締約国会議(ブラジル、クリチバ市) ・国際化学物質管理会議にてSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)を採択(サウジアラビア、ドバイ) ・RoHS指令発行	・石綿による健康被害の救済に関する法律公布・一部施行 ・第三次環境基本計画策定 ・容器包装リサイクル法改正(排出抑制に向けた取組の促進等) ・大気汚染防止法改正(VOC規制の導入) ・大気汚染防止法改正(アスベスト規制に関して規制対象を追加)	・災害に強い森づくり、防災・環境改善のための都市緑化を目的とした「県民緑税」を導入 ・神戸空港開港 ・のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会開催 ・兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 ・兵庫県分別収集促進計画(第4期)策定 ・兵庫県環境学習環境教育基本方針制定 ・新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂 ・「上山高原エコミュージアム」グランドオープン
2007(H19)	・COP13, COP/MOP3(インドネシア、バリ島) ・IPCC第4次評価報告書公表 ・REACH指令発行	・食品リサイクル法改正(食品関連事業者に対する指導監督の強化等) ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)改正(回収率向上に向けた規制の強化) ・第3次生物多様性国家戦略の策定 ・鳥獣保護法の一部改正	・第10次鳥獣保護事業計画(H19.4～24.3) ・第3期シカ保護管理計画 ・第2期ツキノワグマ保護管理計画 ・第6次COD、窒素、りん総量削減計画の策定 ・産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例改正(解体廃棄物対策の強化等) ・兵庫県廃棄物処理計画改定 ・兵庫県分別収集促進計画(第5期) ・「止めよう温暖化！～ひょうごからあなたから～」CO2削減キャンペーンスタート ・第1回自然公園ふれあい全国大会開催 ・森林動物研究センター開設(科学的・計画的な野生動物の保護管理を推進)
2008(H20)	・第9回生物多様性条約締約国会議(ドイツ、ボン市) ・第8回エメックス会議開催(中国上海市) ・COP14, COP/MOP3(ポーランド、ボズナン)	・京都議定書第一拘束期間(2008～2012年)がスタート ・エコツーリズム推進法施行 ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正(特措で「調査を追加」) ・G8北海道洞爺湖サミット開催 ・生物多様性基本法公布・施行	・環境部門を農政環境部に統合再編 ・環境学習施設「はりまエコハウス」開館 ・森づくりコミッション事業開始 ・G8環境大臣会合が神戸で気候変動、生物多様性、3Rを議題として開催される。 ・第3次兵庫県環境基本計画策定